



障害者に対する自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免について

彩の国  埼玉県

埼玉県のマスコット コバトン

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の方のために専ら使用される自動車については、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)の減免制度があります。

なお、軽自動車税(種別割)の減免につきましては、市町村にお問い合わせください。

※ 以下の説明において、「年度」とは4月1日～翌年3月31日です。

1 減免の対象となる自動車 ※ すべてを満たす場合に限ります。

(1) 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免を受けることができる要件

- ① 埼玉県内に住民登録のある障害者のために使用すること。(障害者1人につき1台に限ります。)
- ② 埼玉県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること。
(埼玉県外に転出して、自動車の登録を変更していない場合は減免できません。)
- ③ 納税義務者及び自動車検査証上の使用者が個人であること。(納税義務者が法人の自動車は減免不可。)
- ④ 自動車検査証に「自家用」と表記されていること。(「事業用」では減免できません。)
- ⑤ 自動車を障害者の通院、通学、通所、生業のいずれかの目的で使用すること。
- ⑥ 障害者が下記「2 減免の対象となる障害の区分及び級」に該当する障害の認定を受けていること。

(2) 障害者との関係

納税義務者 \ 運転者	障害者本人	障害者と 同一生計の家族等	常時介護者 (障害者のために常時運転する方)
障害者本人	○	○	△
障害者と同一生計の家族等	○	○	×

○ 減免できます。 × 減免できません。

△ 障害者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

2 減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分			減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸		1級、3級
	体幹		1級～3級、5級
	聴覚		2級、3級
	視覚		1級～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
	音声又は言語機能		3級（こう頭が摘出された場合に限ります。）
	平衡機能		3級
	上肢（じょうし）※ 主に手や腕		1級、2級
	下肢（かし）※ 主に足		1級～6級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級～6級
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能又は肝臓		1級～3級	
療育手帳			㊤又はA
精神障害者保健福祉手帳			1級（障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方に限ります。）
戦傷病者手帳			身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

※ 障害名が「半身不随」の場合など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級(上肢○級、下肢○級など)を確認します。

※ 障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級(戦傷病者手帳で準じる場合を含む)の方、療育手帳㊤又はAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

3 申請方法

- ① 窓口申請
- ② 郵送申請 (※)
- ③ 埼玉県電子申請システムを利用した電子申請 (※)



※ 郵送、電子申請で減免申請ができるのは、今年の4月1日現在所有しており、今年度に埼玉県から課税されている自動車に限りです。今まで減免を受けていた自動車がある場合、郵送、電子申請ができない場合がありますので、上の二次元バーコードからご確認ください。

また、郵便事故等で郵便物が届かなかった場合は申請がなかったものとみなされますので、配達記録が記録される郵送方法(特定記録、書留等)をお勧めします。

4 手続に必要な書類(窓口での申請の場合)

	自動車の所有者 (納税義務者)	自動車の運転者	必要な書類
ア	障害者本人	障害者本人	①②③④⑧⑨
		障害者と同一生計の家族等	①②③④⑤⑧⑨ ※ 同居している場合は⑤を省略できます。
イ	障害者と同一生計の家族等	障害者本人	
		障害者と同一生計の家族等	
ウ	障害者本人 (世帯に運転免許証をお持ちの家族等がいない方)	常時介護者(障害者のために常時運転される方)	①②③④⑥⑦⑧⑨

共通

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
※ 必ず実物(複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳)
精神障害者保健福祉手帳で申請される方は併せて自立支援医療受給者証(受給者証の交付を受けていない場合は精神通院医療を受けていることが確認できるもの)が必要です。
- ② 運転者の運転免許証(コピー可、表裏両面)
- ③ 自動車検査証(コピー可)
電子車検証の場合は原本(電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピーでも可)
- ④ 自動車税(種別割)の納税通知書(4月1日午前0時時点で所有する自動車に申請時に届いている場合)

障害者と同一生計の家族等が別居(住民票上の住所が異なる)の場合

- ⑤ 源泉徴収票や確定申告書など、同一生計(扶養関係)であることが確認できる書類(コピー可)、または「同一生計に関する誓約書」(同一生計の家族等が対象)を自動車税事務所のホームページからダウンロードしたもの、または窓口で交付を受けた用紙に納税義務者が自署したもの。

上記「4 手続に必要な書類」の表でウに該当する場合

- ⑥ 障害者の住民票のコピー(世帯全員)※申請前3か月以内に発行されたもの
- ⑦ 「常時介護者の誓約書」(自動車税事務所のホームページからダウンロードしたもの、または窓口で交付を受けた用紙に障害者のために常時運転する方が自署したもの)

令和7年4月以降に取得した自動車の場合

- ⑧ 自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)、軽自動車税(環境性能割)申告書(報告書)(コピー可)
(自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)を利用して登録した場合は不要)

減免を受けていた自動車がある場合

- ⑨ 減免を受けていた自動車の処分が確認できる書類(コピー可)
〔例〕登録識別情報等通知書(一時抹消登録)、移転登録・名義変更後の自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)

各種様式(減免申請書、同一生計に関する誓約書、常時介護者の誓約書)は右の二次元バーコードからダウンロードできます。

自動車税関係書類様式集 埼玉県

検索



* 上記①の手帳を交付申請中の場合

減免の仮申請をすることができます。市区町村へ手帳の交付を申請した事実がわかる書類(受付日が確認できる申請書のコピー等)が必要です。

5 申請場所・申請期限

	4月1日現在で所有している自動車	令和7年4月以降に取得した自動車 ※2
申請場所	県税事務所又は自動車税事務所・同支所	自動車税事務所・同支所
申請期限	納税通知書に記載された納期限 ※1	登録の日から30日以内 ※3

※1 期限を過ぎてでも申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額となります。

※2 登録時に減免の対象となる課税がない自動車は、「4月1日現在で所有している自動車」として翌年度に申請してください。

※3 申請期限を過ぎた場合、自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)は減免できません。自動車税(種別割)については、これまで減免を受けていた自動車を抹消登録した場合に限り、申請月の翌月分から月割りの減免になります。

6 減免の上限額

(1) 自動車税(種別割)の減免額は、45,000円(15%重課の自動車の場合は51,700円)が上限額です。年度途中で新規登録した場合や申請期限を過ぎて申請した場合には、45,000円(15%重課の自動車の場合は51,700円)を月割りした額が上限額となります。(上限額を超えた差額は納税していただくことになります。)

(2) 自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免額は、「300万円×該当する自動車の税率」が上限額です。なお、障害者の利用のために構造変更した場合は、構造変更に係る価額を300万円に加算できる場合がありますので、お問い合わせください。(上限額を超えた差額は納税していただくことになります。)

※ 自動車税事務所4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

7 減免決定後に必要な手続等

車検を受ける場合

各運輸支局・自動車検査登録事務所で、自動車税(種別割)の納付状況を確認できるため、車検時の納税証明書の提示は原則として省略できます。ただし、納付してすぐに車検を受ける車両等は、従来どおり納税証明書が必要ですので、次のいずれかの方法で交付を受けてください。

○ 窓口での交付

県税事務所又は自動車税事務所・同支所に自動車検査証(コピー可)又は電子車検証の場合は自動車検査証記録事項(コピー可)を持参してください。

○ 郵送での交付

自動車検査証のコピー(余白に電話番号を記入)と返信用封筒(110円切手を貼付し住所氏名を記入)を下記宛てに郵送してください。

〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3 埼玉県自動車税事務所 納税証明書担当 宛

住所を変更した場合

自動車検査証、障害者手帳等、運転免許証を正しく登録してください。その上で、転居後の状況に応じて、次のとおり手続をしてください。手続が遅れると減免が解除されることがありますのでご注意ください。

	転居後の状況	減免の取扱いと必要な手続
障害者本人が納税義務者の場合	県内在住	住所変更後の電子車検証の原本又は自動車検査証記録事項、障害者手帳等、運転免許証を提示することにより、減免が継続されます。(コピー可)
	県外在住	減免には該当しませんので、届出をしてください。
障害者と同一生計の家族等が納税義務者の場合	納税義務者と障害者が県内で同居	住所変更後の電子車検証の原本又は自動車検査証記録事項、障害者手帳等、運転免許証を提示することにより、減免が継続されます。(コピー可)
	納税義務者と障害者が県内で別居	同一生計であることが確認できる書類(「4 手続に必要な書類」の⑤参照)と住所変更後の電子車検証の原本又は自動車検査証記録事項、障害者手帳等、運転免許証を提示することにより、減免が継続されます。(コピー可) 同一生計でない場合は、減免には該当しませんので、届出をしてください。
	障害者が県外在住	減免には該当しませんので、届出をしてください。
	納税義務者が県外在住	原則減免には該当しませんので、届出をしてください。

減免を受けていた自動車を乗り換える場合

減免は障害者1人につき1台に限り受けることができます。既に減免を受けている自動車がある場合は、その自動車の処分状況や、新たに取得した自動車の課税状況によって取扱いが異なります。

なお、自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)については、自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免を受けた自動車の登録から**1年以内**に新たな自動車を登録した場合は、原則として減免できません。

* 減免を受ける自動車の切替え *

[B] 新たに減免する自動車			[A] 減免を受けていた自動車	抹消登録	移転登録 名義変更	そのまま 所有
新車・新規登録の中古車(3月登録を除く)	環境性能割		○	○	×	
	種別割	登録時	○	※	※	
		翌年度	○	○	※	
移転登録・名義変更の中古車 3月登録の新車・中古車	環境性能割		○	○	×	
	種別割	登録時	—	—	—	
		翌年度	○	○	※	
申請年度の4月1日時点で所有する自動車			種別割	△	※	※

○ 減免できます。(課税がない場合は減免の申請を受付できません。)

× 減免できません。

— 課税されません。(減免の申請は受付できません。)

※ 原則できません。ただし、[A]の自動車税(種別割)の年額を納付することにより減免できます。

(前年度中に移転登録等が完了し、4月1日時点で納税義務がない場合を除く。)

△ [A]の自動車税(種別割)の抹消月までの月割額を納付することにより減免できます。

ただし、次の場合は、抹消月までの月割額の納付は必要ありません。

- ・前年度中に[A]の抹消登録が完了し、4月1日時点で納税義務がない場合
- ・[B]の申請が期限後であり、それ以前に[A]の抹消登録が完了している場合
- ・[B]の登録が前年度3月で、その30日以内に[A]を抹消登録した場合

減免に該当しなくなった場合

○ 減免に該当しなくなる事由

- ① 障害者又は納税義務者が亡くなられたとき
- ② 障害者又は納税義務者が埼玉県外に転出されたとき
- ③ 障害者が納税義務者又は運転者と同一生計でなくなったとき
- ④ 障害の等級が変わり減免の対象ではなくなったとき
- ⑤ 車検の有効期間が切れて公道を走行できなくなったとき
- ⑥ その他、障害者のために自動車を使用しなくなったとき等

↓ 電子申請はこちら ↓



○ 必要な手続

「減免に該当しなくなった旨の届出書」を郵送、窓口又は電子申請で提出してください。

窓口で提出する場合には、自動車検査証(コピー可)を持参してください。

※電子車検証の場合は原本(電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピーでも可)

○ 該当しなくなった場合の課税

減免に該当しない事由が発生した日の属する年度の翌年度から課税になります。

※ 手続が遅れると、何年度も遡って、指定された期限までにまとめて納税していただく場合があります。速やかに手続をしてください。

なお、納税義務者等を変更して、改めて減免申請が可能な場合もありますので、お問い合わせください。

◎お問い合わせ先

埼玉県自動車税事務所 課税第二担当	〒330-0844	さいたま市大宮区下町3-8-3	TEL 048-658-0227
同 大宮支所	〒331-8580	さいたま市西区中釘 2152	TEL 048-623-0600
同 熊谷支所	〒360-0844	熊谷市御稜威ヶ原701-5	TEL 048-532-8011
同 所沢支所	〒359-0026	所沢市牛沼 690-1	TEL 04-2998-1321
同 春日部支所	〒344-0042	春日部市増戸752-5	TEL 048-763-4111

R7.4.1